

## プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

## 項目 金融商品の時価に関する開示の適用対象企業の検討

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。）が求める各開示項目を金融商品について日本基準に導入することの要否を検討する際の前提として、適用対象企業について検討することを目的としている。

なお、検討にあたっては、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）第 40-2 項及び企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「金融商品時価開示適用指針」という。）第 3 項及び第 4 項における次の定めがあることを前提としており、また四半期開示は、別途検討を行う予定である。

- (1) 重要性が乏しいものは注記を省略することができる。
- (2) 連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

## II. レベル3を対象とする開示項目のみに対する適用対象企業の検討

### （これまでの審議における分析）

2. レベル 3 を対象とする開示項目<sup>1</sup>のみに対する適用対象企業の検討においては、これまでの審議資料では、一般的な重要性の定めに加え、貸借対照表において時価評価されるレベル 3 の金融商品の重要性が乏しい場合には、レベル 3 を対象とする開示を省略することを明示的に認めることを提案していた<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> レベル 3 を対象とする開示項目は次のとおりである。

- (1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（IFRS 第 13 号 93 項(d)）
- (2) 期首残高から期末残高への調整表（振替についての情報を含む。）（IFRS 第 13 号第 93 項(e)）
- (3) 純損益に認識した未実現損益（IFRS 第 13 号第 93 項(f)）
- (4) 企業の評価プロセスの説明（IFRS 第 13 号第 93 項(g)）
- (5) 観察できないインプットの変化に対する感応度の記述的説明（IFRS 第 13 号第 93 項(h) (i)）
- (6) 観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響（IFRS 第 13 号第 93 項(h) (ii)）

<sup>2</sup> 同規定がなくても、第 1 項(1)の一般的な重要性を適用することにより、レベル 3 の金融商品の保有が少ない企業はレベル 3 を対象とする開示項目を開示する必要はないとの考え方もあるもの

**(第 129 回金融商品専門委員会及び第 387 回企業会計基準委員会において聞かれた意見)**

3. 第 129 回金融商品専門委員会（2018 年 6 月 20 日開催）において、以下の意見が聞かれている。
  - (1) レベル 3 の金融商品をリスクバッファーである純資産と比較することは、財務分析において用いられる方法でもあり、違和感はないと考えられる。
  - (2) 適用対象企業の判定に際してレベル 3 の金融商品を純資産と比較することは、対応する関係にないため適切ではないと考えられ、例えば総資産に占めるレベル 3 の金融商品の額とする方が適切ではないか。
  - (3) レベル 3 の金融商品の残高を区分する意図を踏まえると、当該残高は時価評価の対象となる金融商品の残高と比較する方が適切である。
  - (4) 平時からレベル 3 に関する情報は開示されるべきであるとの観点を重視する場合には、レベル 3 の残高が現時点では少ないため開示しないとの定めを設けることは当該観点と整合しない。
4. また、第 387 回企業会計基準委員会（2018 年 6 月 21 日開催）において、レベル 3 を対象とする開示項目についての重要性の定めに関して、レベル 3 の金融商品の残高と比較する対象を純資産とするとの提案については、純資産が安定している指標であることは理解できるものの、レベル 3 を対象とする開示の目的を踏まえたうえで再検討すべきであるとの意見が聞かれている。

---

の、レベル 3 の残高の重要性により注記が省略できることを強調することを意図したものである。

なお、これまでの審議では、現行の一般的な重要性の定めに加え、例えば、次のとおり、貸借対照表において時価評価されるレベル 3 の金融商品の重要性が乏しい企業を特定することを提案していた。

- (1) 貸借対照表において時価評価されるレベル 3 の金融商品の残高が貸借対照表において時価評価される金融商品の残高に比して重要性が乏しいと認められる企業は記載することを要しない（第 128 回金融商品専門委員会（2018 年 6 月 1 日開催）及び第 386 回企業会計基準委員会（2018 年 6 月 7 日開催））。
- (2) 貸借対照表において時価評価されるレベル 3 の金融商品の残高と企業集団又は企業の純資産の額を比較する規定を設けることが考えられる。この場合、一定の閾値を具体的に設けるか否かが派生論点になると考えられる（第 129 回金融商品専門委員会及び第 387 回企業会計基準委員会）。

**(今回の追加的な検討)**

5. 第3項及び第4項のとおり、これまでの審議において聞かれた意見は、次のように整理できると考えられる。
  - (1) 貸借対照表上で時価評価されるレベル3の金融商品の重要性が乏しい企業を特定するための指標を検討するにあたり、レベル3の金融商品の残高との比較に何を用いるかについては、事務局の提案した純資産を支持する意見も聞かれたものの、純資産は金融商品と直接対応する関係にない等の反対する意見も聞かれている。
  - (2) 決算日時点においてレベル3の残高が少ないため開示が不要との定めを設けることは、本開示項目が平時から開示されるべきとの観点と整合しないとの意見が聞かれている。
6. 前項を踏まえると、次の理由から、レベル3を対象とする開示項目のみに対する適用対象企業を限定するにあたっては、特段の定めを設けないことが考えられる。
  - (1) 貸借対照表上で時価評価されるレベル3の金融商品の重要性が乏しい企業を特定するための適切な指標を定めることが困難であると考えられる。
  - (2) 一般的な重要性の適用を除き、レベル3を対象とする開示項目は平時から開示されることが有用となる可能性があり、追加的な要件により、当該開示項目が開示される機会を限定することは望ましくないと考えられる。

**(提案)**

7. レベル3を対象とする開示項目のみに対する適用対象企業を限定しないこととしてはどうか。

**ディスカッション・ポイント**

レベル3を対象とする開示項目のみに対する適用対象企業の限定に関する事務局の追加的な分析及び第7項の提案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

**III. 時価のレベル等の全般的な開示項目とレベル3を対象とする開示**

## 項目の両方に対する適用対象企業の検討

8. これまでの審議において、金融商品に関する開示の有用性とコストの比較、また金融商品に関して国際的な企業間の財務諸表の比較可能性が求められると考えられる業種の観点から、金融機関を主な適用対象企業とすることについては、特段の異論は聞かれていない。本資料では、これまでに聞かれた意見を踏まえ、金融機関を主な適用対象企業とすることに加え、次の論点についてそれぞれ検討する。

- (1) 金融業も営む一般事業会社を適用対象企業に含めるか。
- (2) 金融業を営まないものの金融商品を大量に保有する一般事業会社も、適用対象企業に含めるか。

なお、第7項の提案を踏まえ、以下では、時価のレベル等の全般的な開示項目とレベル3を対象とする開示項目の両方に対する適用対象企業を検討している。

### 金融業も営む一般事業会社

#### (これまでの審議における分析)

9. 第8項(1)の金融業も営む一般事業会社を適用対象企業に含めるか否かについては、第129回金融商品専門委員会及び第387回企業会計基準委員会の審議資料では、例えば、金融業に係る報告セグメントを開示している企業集団又は企業<sup>3</sup>を対象とすることが考えられ、この点について具体的な要件を定めたうえで提案する予定であるとしていた。また、併せて次の懸念を示していた。

- (1) 「金融業」について堅牢な定義が見出せない可能性もあり、会計基準において適切な範囲で定義することが困難な可能性があると考えられる。
- (2) 金融業に係る報告セグメントが企業集団又は企業全体にとっての事業目的として重要性が高いとはいえない場合に、金融業も営む企業集団又は企業全体について公正価値のレベル等の全般的な開示項目を求めることは過重な負担となる可能性がある。この場合には、金融業に係る報告セグメントに含まれる金融商品の残高のみを対象とすることも派生論点になると考えられる。

<sup>3</sup> 企業会計基準第17号「セグメント情報の開示に関する会計基準」(以下「セグメント情報会計基準」という。)第3項に以下の記載がある。

「本会計基準は、すべての企業の連結財務諸表又は個別財務諸表(以下「財務諸表」という。)におけるセグメント情報等の開示に適用する。なお、連結財務諸表でセグメント情報等の開示を行っている場合は、個別財務諸表での開示を要しないこととする。」

**(第 129 回金融商品専門委員会及び第 387 回企業会計基準委員会において聞かれた意見)**

10. 前項の分析に対して、第 129 回金融商品専門委員会において、金融業の定義については、業法のある業種を定義することは容易と考えられるため、まず堅牢な定義がある業種を前提として、それに加えてどのような企業を加えるかということを議論することもできると考えられるとの意見が聞かれている。
11. また、第 387 回企業会計基準委員会において、対象企業を金融業に限定するとしても、一般事業会社において事業目的をサポートするためにリースを行っているケース等もあり、どのような企業を対象として含めるかについての検討は難しいと考えられるとの意見が聞かれている。

**(今回の追加的な検討)**

12. 第 9 項から第 11 項を考慮しつつ、以下において、次の 2 つの観点から、時価のレベル等の全般的な開示項目<sup>4</sup>及びレベル 3 を対象とする開示項目に対する適用対象企業を把握するために、金融業も営む一般事業会社を識別することができるか否かについて検討している。

- (1) 金融業に係る報告セグメント
- (2) 金融機関と想定される連結子会社

**金融業に係る報告セグメント**

13. 第 12 項(1)の金融業に係る報告セグメントの観点から金融業も営む一般事業会社を識別する際には、「金融業」に係る報告セグメントを定義する必要があるが、次の問題があると考えられる。

- (1) 事業セグメント及び報告セグメントは、必ずしも業種のための観点から集約されるわけではなく、企業のセグメント情報の開示方法によっては金融業に係る報告セ

<sup>4</sup> 全般的な開示項目（レベル 3 のみを対象とするわけではない開示項目）は次のとおりである（ポートフォリオの例外規定を適用する場合、その旨（IFRS 第 13 号第 96 項）及び金融資産以外の項目に対する最有効使用に関する開示項目（IFRS 第 13 号第 93 項(i)）は含まない。）。

- (1) 公正価値のレベル（IFRS 第 13 号第 93 項(b)）
- (2) レベル 1 とレベル 2 の間の振替（IFRS 第 13 号第 93 項(c)）
- (3) 使用した評価技法及びインプットの説明（IFRS 第 13 号第 93 項(d)）
- (4) 評価技法の変更及びその理由（IFRS 第 13 号第 93 項(d)）

グメントを適切に識別できない結果となる可能性がある。

- (2) 金融業をどのように定義するとしても、現行の日本基準における開示対象の定めにある金融機関を想定したとされる表現<sup>5</sup>とは大きく異なる別の表現で金融業を定義することとなるため、金融機関と金融業という類似した概念について異なる定義が混在することとなり、金融機関の定義を満たす企業とその事業が金融業の定義を満たす企業が異なることとなる可能性がある。

### 金融機関と想定される連結子会社

14. 第12項(2)の金融機関と想定される連結子会社の観点から金融業も営む一般事業会社を識別する際には、金融機関を想定したとされる金融資産及び金融負債に着目した現行の日本基準における開示対象の定めを踏まえ、企業集団全体における連結子会社の重要性を勘案すると、次の方法が考えられる。

- (1) 金融機関を想定したとされる金融資産及び金融負債に着目した現行の日本基準における開示対象の定めについて、企業集団レベルではなく連結子会社レベルで適用することにより、金融業を営む連結子会社を識別する。具体的には、総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める連結子会社を識別する。
- (2) ただし、当該連結子会社の保有する金融商品が、企業集団全体の観点から事業目的に照らして重要性に乏しいと認められる場合には、当該企業集団を金融業も営む一般事業会社とみなさないこととする。

ここで、「企業集団全体の観点から事業目的に照らして重要性に乏しい」とは、例えば、企業集団内の会社間の資金管理を行っている金融子会社で貸借対照表に計上される金融資産又は金融負債の大半が連結消去される場合や貸借対照表に計上される金融資産又は金融負債の金額が企業集団全体からみた場合に重要性が乏

<sup>5</sup> 現行の日本基準において、金融機関を想定したとされる金融資産及び金融負債に着目した開示対象の定めには、次の定めがある。

- (1) 総資産及び総負債の大部分を占める金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要であり、主要な市場リスクに係るリスク変数（金利や為替、株価等）の変動に対する当該金融資産及び金融負債の感応度が重要な企業（一般的に、銀行や証券会社、ノンバンク等が想定されると結論の背景に示されている。）（金融商品時価開示適用指針第3項(3)及び第18項）
- (2) 総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団（銀行、保険会社、証券会社及びノンバンク等が想定されると結論の背景に示されている。）（企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第80項(3)及び第113項）

しい場合等を意味する。

15. なお、前項で提案した方法は、我が国の銀行及び保険会社等のように、業法で業務の範囲が定められていることから別法人として業務を行う必要があるため金融業を営む子会社を設立する場合には機能すると考えられる。しかしながら、割賦販売など必ずしも子会社を設立する必要がない場合において、親会社の中で金融業も営む場合には開示の必要がないのに対して、子会社で同種の金融業を営む場合には開示が必要になる不整合が生じるデメリットがあると考えられる。

#### ディスカッション・ポイント

金融業も営む一般事業会社を識別する方法に関する事務局の追加的な分析及び第 14 項の提案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

#### (追加的な論点の検討)

16. 第 9 項(2)に類似した論点として、開示対象を、金融業も営む一般事業会社の企業集団全体でなく、金融業を営む連結子会社が保有する金融商品のみとするかどうか論点となると考えられる。

当該論点については、仮に金融業を営まない一般事業会社に対して金融機関や金融業を営む連結子会社と同じ要求をしないのであれば(当該論点については、第 19 項以降で検討する。)、金融業も営む一般事業会社の企業集団においても、金融業を営む連結子会社以外の企業が保有する金融商品については金融機関や金融業を営む連結子会社と同じ要求をしないことが整合的である。

そのため、金融業を営む連結子会社が保有する金融商品のみについて、時価のレベル等の全般的な開示項目及びレベル 3 を対象とする開示項目を求め、金融業を営む連結子会社以外の企業が保有する金融商品については、第 19 項以降で検討する金融業を営まない一般事業会社と同様に扱うことが考えられる。

17. さらに、金融業を営む連結子会社が保有する金融商品のみについて開示を求める場合には、開示される金融商品に連結会社間取引から生じる金融商品を含むか否かが論点となると考えられる。この点、次の理由から、開示される金融商品には連結会社間取引から生じる金融商品を含まないこととすることが考えられる。

(1) 一般に、連結財務諸表を利用する財務諸表利用者にとって、関連当事者との取引

として開示される情報を除き、連結会社間取引から生じる金融商品に係る情報の有用性は高くないと考えられる。

- (2) 連結財務諸表の作成において連結会社間取引を既に特定しており、企業集団内の一部の金融業を営む子会社のみ金融商品から連結会社間取引から生じる金融商品の残高を除くための追加的なコストは大きくないと考えられる。

**(提案)**

18. 第 12 項から第 17 項で検討したとおり、金融業も営む一般事業会社を時価のレベル等の全般的な開示項目及びレベル 3 を対象とする開示項目に対する適用対象企業とする場合に、次のとおりとすることが考えられるがどうか。

- (1) 総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める連結子会社が企業集団に含まれる場合には、当該連結子会社の金融商品の残高について、時価のレベル等の全般的な開示項目及びレベル 3 を対象とする開示項目を求めることとする。なお、開示項目の対象となる連結子会社の金融商品の残高には、連結会社間取引から生じる金融商品を含まないこととする。
- (2) ただし、当該連結子会社の保有する金融商品が、企業集団全体の観点から事業目的に照らして重要性に乏しいと認められる場合には、当該連結子会社について、時価のレベル等の全般的な開示項目及びレベル 3 を対象とする開示項目を求めないこととする。
- (3) 当該連結子会社以外の会社において保有する金融商品については、第 19 項以降で検討する金融業を営む子会社を有していない一般事業会社と同様に扱う。

**ディスカッション・ポイント**

時価のレベル等の全般的な開示項目及びレベル 3 を対象とする開示項目の適用対象企業としての一般事業会社の中で金融業も営む企業に関する事務局の追加的な分析及び第 18 項の提案について、ご質問又はご意見を頂きたい。



**金融業を営まないものの金融商品を大量に保有する一般事業会社****(これまでの審議における分析)**

19. 第 8 項(2)の金融業を営まないものの金融商品を大量に保有する一般事業会社を時価のレベル等の全般的な開示項目とレベル 3 を対象とする開示項目の適用対象企業とするかどうかについては、第 129 回金融商品専門委員会及び第 387 回企業会計基準委員会の審議資料では、時価のレベル等の開示がなされる場合に有用な情報が提供される可能性があるものの、その追加的な開示の便益が作成コストに見合わない企業も多く含まれる可能性があると考えられるため、金融業を営まないものの金融商品を大量に保有する一般事業会社は適用対象企業には含めないことが考えられるとしていた。

**(第 387 回企業会計基準委員会において聞かれた意見)**

20. 前項の分析に対して、第 387 回企業会計基準委員会において、以下の意見が聞かれている。
- (1) 会計基準に定めがある場合には、たとえ提供する情報に重要性がないと考えられるときであっても、企業は重要性がないことを適切な証憑に基づき証明するよりもむしろ開示を行う傾向にあり、その結果、重要な情報が埋没することに繋がる可能性がある。そのため、有用性に乏しい開示を削減することが必要であり、本開示の適用対象企業を金融業の企業に限定することもその出発点として考えられる。
  - (2) 金融商品を大量に保有していない場合には、開示の作成コストが大きくなるとは考えられず、また金融商品を大量に保有する場合には、開示を求めることによるベネフィットがあると考えられる。全般的な開示項目に大きなコストがかかるのかどうかについて丁寧な説明が必要であると考えられ、コストがかからない開示項目のみを求めることも考えられる。

**(今回の追加的な検討)**

21. 第 20 項(2)で聞かれた意見のとおり、金融商品の保有状況によっては、金融業を営まない一般事業会社が IFRS 第 13 号の開示項目を開示することにより投資家にとって有用な情報を提供できることもあり、IFRS 第 13 号の開示項目の有用性を一律に否定できるものではないと考えられる。

22. 一方で、金融商品を大量に保有しているすべての金融業を営まない一般事業会社に IFRS 第 13 号の開示を要求しても、開示のベネフィットが作成コストを上回らないケースが多く含まれると考えられる。そのため、第 20 項(1)及び(2)で聞かれた意見のとおり、適用対象企業や開示内容の限定により作成コストに配慮することや開示が必要かどうかを企業が判断するための基準を明確化することが必要であると考えられる。
23. 第 21 項及び第 22 項の観点から、金融業を営まない一般事業会社が IFRS 第 13 号の開示項目を開示することの有用性とコストのバランスを検討した事務局からの提案は次のようになる。

金融業を営まない一般事業会社は、貸借対照表で時価評価されるレベル 3 の金融商品についてのみ、時価のレベル等の全般的な開示項目及びレベル 3 を対象とする開示項目を開示する（下記図表の◎を開示する。）。

図表：金融業を営まない一般事業会社に求める開示（◎）

開示項目	貸借対照表			注記		
	L1	L2	L3	L1	L2	L3
(1) 公正価値のレベルごとの残高	○	○	◎	○	○	○
(2) 使用した評価技法及びインプットの説明		○	◎		○	○
(3) 評価技法の変更及びその理由		○	◎		○	○
(4) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報			◎			
(5) 期首残高から期末残高への調整表			◎			
(6) 純損益に認識した未実現損益			◎			
(7) 企業の評価プロセスの説明			◎			
(8) 観察できないインプットの変化に対する感応度の記述的説明			◎			
(9) 観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響			◎			

(注) 金融業を営まない一般事業会社に求める開示は◎のみ、金融機関に求める開示は◎と○を合わせたものになる。

24. 以下では、次の観点から事務局の提案について説明する。
- (1) 適用対象企業
  - (2) 適用対象金融商品
  - (3) 適用対象開示項目
  - (4) 作成コスト

**適用対象企業**

25. 第 23 項の事務局の提案によると、全ての金融業を営まない一般事業会社のうち、レベル 3 の金融商品を保有している企業のみが開示をすることになる。

**適用対象金融商品**

26. 第 23 項の事務局の提案は、第 21 項及び第 22 項の観点から金融業を営まない一般事業会社が IFRS 第 13 号の開示項目を開示することの有用性とコストのバランスを検討した結果として、次の理由から、適用対象金融商品を貸借対照表上で時価評価されるレベル 3 の金融商品としている。

- (1) IFRS 第 13 号の開示は、時価算定の不確実性が相対的に高い金融商品に適用した場合に特に有用な情報を提供すると考えられる。そのため、事務局の提案は、適用対象金融商品を、時価算定の不確実性が相対的に高いと考えられるレベル 3 の金融商品に限定している。
- (2) 時価算定の不確実性が財務報告上で重要な意味を持つのは、時価算定の不確実性が純利益やその他の包括利益に影響を与え得る場合であると考えられる。そのため、事務局の提案は、適用対象金融商品を、貸借対照表で時価評価する金融商品に限定している（注記でのみ時価評価する金融商品（例えば、売掛債権や貸付金）の時価に算定誤差があったとしても、純利益やその他の包括利益には影響しない）。

**適用対象開示項目**

27. 第 23 項の事務局の提案は、対象金融商品を限定することにより、有用性とコストのバランスが達成できていると考えられるため、適用対象開示項目を限定していない。

**作成コスト**

28. 全ての金融業を営まない一般事業会社は、自社が開示対象企業となるか否かを判断するために、貸借対照表で時価評価されるレベル 3 の金融商品の保有を確認する必要がある。時価の算定に観察可能でないインプット<sup>6</sup>を用いている金融商品に対しては、当該金融商品がレベル 3 の金融商品に該当するかを判断するために、観察可能でないインプットの重要性を判断する必要があり、当該判断には一定のコストを要すると考えられる。

しかしながら、一般事業会社が保有する貸借対照表で時価評価されるレベル 3 の金

<sup>6</sup> 観察可能でないインプットには、例えば、市場で観察可能でない超長期の金利、ヒストリカル・ボラティリティ、市場価格や価格算定モデルで算定された価格への調整などが含まれる。

融商品は、一般的には、一部のデリバティブや債券などに限られると考えられるため、重要なコストは生じないものと考えられる。

なお、我が国の IFRS 任意適用企業の財務諸表を対象に事務局が行った調査では、レベル 3 の金融商品は、現行の日本基準において時価評価されない非上場株式や組合等出資金を除けば、デリバティブや債券（新株予約権付社債及び仕組債を含む。）が中心であり、金融商品の種類は限定的であった。

**(提案)**

29. 第 21 項から第 28 項で検討したとおり、金融業を営まない一般事業会社については、開示対象を貸借対照表上で時価評価されるレベル 3 の金融商品に限定することが考えられるかどうか。

また、第 18 項(3)で提案したように、金融業も営む一般事業会社の金融業を営む連結子会社以外の会社において保有する金融商品についても、開示対象を貸借対照表上で時価評価されるレベル 3 の金融商品に限定することが考えられるかどうか。

図表：提案のまとめ

企業		適用対象金融商品
金融機関		全ての金融商品
金融業を営む子会社を有する	金融子会社	
一般事業会社	金融以外	貸借対照表上で時価評価される レベル 3 の金融商品
金融業を営む子会社を有していない一般事業会社		

**ディスカッション・ポイント**

時価のレベル等の全般的な開示項目及びレベル 3 を対象とする開示項目の適用対象企業としての一般事業会社に関する事務局の追加的な分析及び第 29 項の提案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

以 上